グローバル・タックス・サテライト

国際部員が見たタイの税務事情

第3回 タイ

国際部副部長 鳥居 勇

タイ税制の現状とその背景

2006年に当時のタクシン政権が軍事クーデターにより失脚して以降、タイの政治は混迷を極めているが、その一方で経済は堅調な伸びを続けてきた。2011年に発生した大洪水直後は大幅に落ち込んだ輸出入もV字回復を続けており、個人消費も拡大傾向。その背景には、タイ政府が満を持して取り組んできた投資環境整備がある。外資誘致を意識した税優遇をはじめとするインフラ整備や産業集積はタイの強みであり、日本をはじめ多くの外資系企業を誘引する原動力でもある。本稿では、多くの日本企業が関心を寄せるタイの税制について、個人所得税と優遇策を中心に整理する。

1．タイの概要

タイは人口約７千万人の立憲君主制国家。主要産業は農業だがＧＤＰの12%に止まり、その一方で製造業は34%、輸出額の90%を占めるなど近年堅調な伸びを見せている。これはＡＳＥＡＮの中核メンバーであることに加え、政府が外資誘致のために用意した投資インフラが効果的に機能している現れといえる。

ＡＳＥＡＮは東南アジア10カ国から成る地域協力機構。タイ、フィリピン、マレーシアの３カ国からスタートし、続いてインドネシア、シンガポールが加盟（原加盟国）。その後、ブルネイと、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア（新加盟国）が加わって、ＯＥＣＤも一目置くアジアの大組織となった。ＡＳＥＡＮ自由貿易協定により先行加盟６カ国間の取引については関税がほぼゼロ。新加盟４カ国についても2015年までには関税がほぼ撤廃される予定だ。さらにＡＳＥＡＮ先行加盟６カ国と中国との自由貿易協定により貿易取引が90%の品目で関税がゼロになっている。

つまり日本企業はタイに進出することで、ＡＳＥＡＮ各国だけでなく、自由貿易協定を結んでいない中国とも関税ゼロで貿易取引ができるということ。長引く政治混乱にも関わらず日本企業が続々とタイに進出している背景には、こうした魅力的な投資環境がある。

日本企業の投資件数と投資額

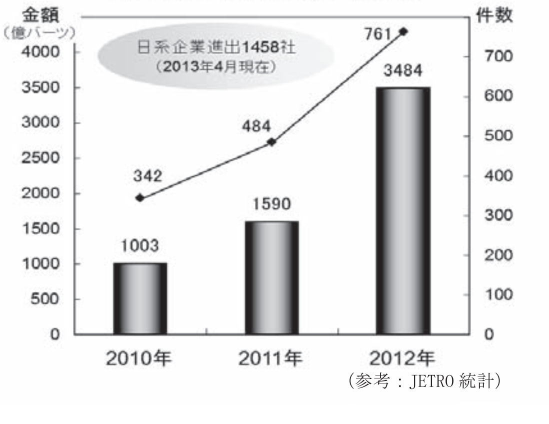

（参考：JETRO 統計）

2．タイ税制の概要

タイにおける主要な税金は、個人所得税、法人所得税、日本の消費税に相当する付加価値税（ＶＡＴ）の３種類。この他に特定事業税や石油所得税、印紙税、物品税、土地家屋税・土地開発税などがある。以下、主要３税について見ていく。

＜個人所得税＞

タイでの居住者は、国内源泉所得はもとより世界中どの国で支払われたものであっても課税対象である。タイの居住者とは年間の合計滞在日数180日以上の者をいい、国外源泉所得についてはタイに持ち込んだ時点で納税義務を課している。一方、非居住者は国内源泉所得のみが課税対象となる。

例えば日本の本社からタイ支社に出向中の駐在員の場合、タイ支社から支払われた給与だけでなく、タイでの勤務に対して日本の本社から支払われた給与があれば、それが日本の銀行に振り込まれたものであってもタイで納税義務が発生する。その場合、現地駐在員はタイ支社と日本の本社から受けた給与を合算してタイで申告納税することになる。また、出向中に賃貸している日本の自宅の家賃収入などは国外源泉所得であるため日本で納税義務があるが、「居住者」の場合、その家賃収入をタイに持ち込んだ時点でタイで納税義務が発生する。

所得税の課税年度は暦年（１月１日～12月31日）で、申告納税期限は翌年３月31日。日本と同様に源泉徴収制度があるが、年末調整制度はなく、各個人で必ず申告する必要がある。

所得税の税率は５％から35%の７段階（年間所得15万バーツ以下は免税）。2013年の税制改正により従来の５段階税率が見直され、刻みを増やした上で最高税率が従来の37%から少し引き下げられた。また所得控除には基礎控除や配偶者控除のほか、住宅ローン利子控除、生命保険料控除などがあり日本と似ている。

＜法人所得税＞

タイの法人税率は一部の上場企業および中小企業等の軽減措置を除き通常20%で、ＡＳＥＡＮ域内で２番目に低い。納税義務者はタイで設立された法人のほか、外国法人のタイ支社やジョイントベンチャーなど。タイで設立された法人は全世界所得が課税対象となるが、外国法人の支社等についてはタイの事業で生じた所得のみが課税対象となる。

一事業年度は12カ月。決算日から150日以内の申告が義務づけられている。決算期は自由に設定できるが、タイでは12月決算の法人が多く、５月に申告が集中するのが特徴。中間申告制度もあり、年間予想利益の２分の１を基に納税額を計算し、上半期末から２カ月以内に申告する。

なお、タイと日本は二重課税の回避などを目的として租税条約を締結しており、これにより日本企業はタイに恒久的施設を有していなければ、タイの事業での所得への課税は行われない。

●個人所得税率（２０１３年度以降）

課税所得金額	税率
１５万バーツ以下	免税
３０万バーツ以下	５%
５０万バーツ以下	１０%
７５万バーツ以下	１５%
１００万バーツ以下	２０%
２００万バーツ以下	２５%
４００万バーツ以下	３０%
４００万バーツ超	３５%

●主な所得控除

項目	控除額
基礎控除	所得金額の４０% （上限６万バーツ）
本人控除	３万バーツ
配偶者控除	３万バーツ
扶養控除 （子供）	１人１万５千バーツ （上限３名）
生命保険料控除	最高１０万バーツ
教育費控除	２千バーツ
住宅ローン利子控除	最高１０万バーツ

（参考：JETRO「輸出入・海外進出の実務」）

＜付加価値税（ＶＡＴ）＞

日本の消費税に相当する「ＶＡＴ」は、物品の製造・販売やサービスの提供、輸入の各段階で課税され、仕入税額控除によって最終消費者が負担する仕組み。税率は原則10%だが、暫定的に軽減されており現行の税率は2014年９月まで７%。ＡＳＥＡＮ域内で最も低く、これに投資奨励恩典も加わるため製造拠点としての魅力はかなり大きい。

年間180万バーツを超える売り上げがある事業者が納税義務者となり、事業開始前または収入が規定の額に達した日から30日以内に税務署で納税登録を行なう必要がある。登録業者は毎月末にＶＡＴの計算を行い、翌月15日までに税務署に申告納税を行う。納税者登録は仕入税額控除や還付請求の要件となるので忘れないよう注意が必要だ。

3．タイの優遇税制

タイの経済政策の最大の特徴は、税制上の優遇措置に代表される投資奨励制度だ。タイ政府は外資誘致のため、海外からの進出企業に対して各種特典を与える権限を持つ「タイ投資委員会（ＢＯＩ）」を設置。一定のルールの下、多くの特典をつけて産業活性化を奨励している。

税制上の特典として代表的なものは、最大で８年間の法人税の免除、機械や原材料の輸入関税の減免、法人税免除期間における配当金課税の免除など。これらの特典は外資系、非外資系の区別なくＢＯＩの認可企業に対して付与されるもので、雇用促進や技術移転、外貨獲得の能力を持ち、資本金額100万バーツ以上、タイ国内に工場を保有しているなど、ＢＯＩが奨励する一定規模の企業が対象とされている。

そしてこの投資奨励制度の特徴は、特典付与の対象が会社ごとではなくプロジェクトごとであること。タイ国内の地域間所得格差を平準化する政策に基づき、全国を３つのゾーンに区分けして、プロジェクトが行われる地域によって税制上の特典に差をつけている。通常、首都バンコクから離れるほど特典が手厚くなる。

なお、投資奨励制度については、経済構造再構築などの観点から近く大改正が予定されている。新制度ではゾーン制を廃止し、特定分野に重点を置く「産業クラスター制」を採用。優遇措置の対象を大幅に絞り込む内容で、2015年１月に実施される予定。現行制度は2014年12月までの申請が対象となるが、今後の動きに注目しておく必要がある。

4．おわりに

ＡＳＥＡＮ主要参加国としての関税メリットや、外資誘致のために政府が用意したさまざまな税制優遇措置によって、タイは日本をはじめとする諸外国にとって外せない生産・輸出拠点となりつつある。しかしその一方で、政局の混迷という大きなリスクを抱えていることも無視できない。市街地を埋め尽くした反政府デモ隊の鎮圧に向け、タイ政府はバンコクおよび周辺地域に１月22日から60日間の非常事態宣言を発令。政局の混乱はまだしばらく続きそうだ。タイへの日本企業の進出は今後も続くものとみられるが、不安定な政治情勢に最大の注意を払いつつ、投資奨励策の改正動向にも注視し続ける必要がある。